

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A項

- a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
- b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。
- c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。

前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B項

- a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
- b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。
- C項 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。
 - a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。
 - b 脱字。
 - c 文末の句点の脱落。

1

- d その他不適切と判断せざるをえない箇所。
 - e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。たとえば「…とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。
- *ただし、「ことである」「こと」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。
- c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。
- d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。#

第一問（評論） 採点基準（合計点40点）

（一） 8点

（模範解答例）

A ○1点

「一方の正しさの他方への強要でも」

B ○1点 X 〈分析〓分けること〉 ○1点

双方の背き合いでもなく

C ○1点 C ② ○1点 C ③ ○1点 C ④ ○1点

互いに相手の正しさへの確信の事実を 受容した上で 対話に至る 出会い。 (8点)

Y 〈総合〓まとめること〉 ○1点 (8点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉しない二条件に〈分析〓分けること〉して説明する構造への評価である。条件A、Bがそろっていれば、この構造の骨組みが成立しているとして1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 A+B ○1点

・ Yは、条件A、Bを、条件Cで〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。条件A、Bと、条件Cの要素が少なくとも一つあれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Y 〈総合〓まとめること〉 A+B+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件C内の要素間においても、原則的に部分採点可能。(6点満点)

※ ただし、【構造点】X・Yは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(2点満点)

A 「一方の正しさの他方への強要でも」、「1点」

※ 傍線部を説明する一方の条件。

○ 「一方の正しさが他方に押しつけられるのも」、「一方の正しさの無理強いでも」、「などでも可。

× 「正しさの強要(の否定)」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「双方の背き合いでもなく」、「1点」

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

○ 「互いに背き合うのでもなく」、「双方が反発し合うのでもなく」などでも可。

× 「背き合い(の否定)」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「互いに相手の正しさへの確信の事実を受容した上で対話に至る出会い。」「(4点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

① 「互いに相手の正しさへの確信の事実を」の要素に1点。

○ 「相互に相手が自分の正しさに確信を持つこと」を「相手の正しさへの確信の事実を」などでも可。

× 「相手の(相手による)正しさへの確信」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「受容した上で」の要素に1点。

○ 「認めた上で」「受け容れて」などでも可。

× 「受容」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

③ 「対話に至る」の要素に1点。

○ 「対話に向かう」「対話へと進む」などでも可。

- × 「キリスト教の神」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ③ 「思い込んでいるから。」の要素に1点。
- 「疑うことなく信じているから。」「確信しているから。」などでも可。
- × 「思い込み」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

③ 9点

(模範解答例)

A ○ 1点

賢治が、

B ① ○ 1点

B ② ○ 1点

正しさを主張する

法華経に帰依しながら、

C ① ○ 1点

C ② ○ 1点

C ③ ○ 1点 C ④ ○ 1点

C ⑤ ○ 1点

真理性を主張する

「ほんとうの神」たちを

束ねる

パラ位置にあると

信じるも

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○ 1点

の (9点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を説明すべく、条件Aの立ち位置を、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aと、条件B、C内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+Bの要素+Cの要素 ○ 1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士、また条件B、C内の要素間でも原則的に部分採点可能である。(8点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「賢治が、」(1点)

※ 傍線部を説明するための頭の条件。主体の条件。

○ 「宮沢賢治が、」「賢治にとって」などでも可。

× 「賢治」の成分が入っていないければ×0点。

B 「正しさを主張する法華経に帰依しながら、」(2点)

※ Aの立ち位置を説明するための一方の条件。

① 「正しさを主張する」要素に1点。

○ 「自宗の正しさを主張する」「自らの真理性を主張する」などでも可。

× 「正しさを主張する」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「法華経に帰依しながら、」の要素に1点。

○ 「法華経の信仰を貫きながら、」「法華経に真理を見出しながら、」などでも可。

× 「法華経に帰依しながら」の譲歩のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「真理性を主張する「ほんとうの神」たちを束ねるパラ位置にあると信じるもの。」「(5点)

※ Aの立ち位置を説明するための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「真理性を主張する」の要素に1点。

× 「真理性の主張」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「あらゆる『ほんとうの神』」の要素に1点。

○ 「あらゆる『ほんとう』を」「一切の『ほんとうの神』」などでも可。

× 「あらゆる『ほんとう(の神)』の」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

③ 「下位にあつて、」の要素に1点。

○ 「下位に位置し、」「下位で支え、」などでも可。

× 「下位」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

B 「これらを束ね、これら全てに適合すると」(2点)

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「これらを束ね、」要素に1点。

○ 「これらを統括し、」「これらを統率し、」などでも可。

× 「束ねる」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

② 「これら全てに適合すると」の要素に1点。

○ 「これら全てに当てはまる」「これら全てを包摂しうる」などでも可。

× 「全てに適合」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

C 「賢治に信じられているもの。」(2点)

※ A、Bをまとめる条件。

① 「賢治に」の要素に1点。

○ 「賢治が」「賢治にとって」などでも可。

× 「賢治」の成分が入っていないならば×0点。

② 「信じられているもの。」の要素に1点。

○ 「確信しているもの。」「疑うことのないもの。」などでも可。

× 「信じられている(信じている)」のニュアンスの成分が入ってなければ×0点。

四 13点

(模範解答例)

A ○1点

賢治は

B ①○1点

B ②○1点

法華経の信者として 真理を説きたかつたろうが、

C ①○1点

C ②○1点

C ③○1点

他方で「ほんとう」や「いちばん」を 可能とするのは 論理的な正しさをより、

C ④○1点 C ⑤○1点

それが 「ほんとう」や「いちばん」でなくものより下位であると認識する

C ⑥○1点

X 〈分析〉分けること ○1点

〈謙譲〉や〈自己否定〉の姿勢だと

C ⑦○1点

Y 〈総合〉まとめること ○1点

熟知してゐたこと。

Z 〈逆説〉矛盾を含むこと ○1点 (13点)

【構造点】

・ Xは、条件C内部で、〈C①+C②〉を、C③と〈C④+C⑤+C⑥〉の〈notP→butQ〉の〈矛盾〉しない二条件に「〈notP→butQ〉」の構文は〈男じゃないよ、女だよ〉のように否定(not)の要素が入ることと、〈男じゃないよ〉〈女〉のように〈矛盾〉しない二条件を作り出す「〈分析〓分けること〉」する構造への評価である。ここでは、〈C①、C②のどちらか〉、〈C③、C④、C⑤、C⑥のどれか〉、の要素が入っていれば、この構造の骨組みは成立していると見なして1点加算。

X 〈分析〓分けること〉 〈C①、C②のどちらか〉+C③+〈C④、C⑤、C⑥のどれか〉 ○1点

・ Yは、やはりC内部で、C③と〈C④+C⑤+C⑥〉を、C⑦に〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここではC③と、〈C④、C⑤、C⑥のどれか〉、C⑦があれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

Y 〈総合〓まとめること〉 C③+〈C④、C⑤、C⑥のどれか〉+C⑦ ○1点

・ Zは、傍線部を説明すべく、条件Aの立ち位置を、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて提示する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aがあり、条件B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

Z 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+Bの要素+Cの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C、内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(10点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(3点満点)

※ 「二〇〇字以上二二〇字以内」という字数制限付きの設問であるから、字数不足・字数オーバーは採点対象外、つまり総点0点である。

A 「賢治は」(1点)

※ 傍線部を説明するための主体明示の条件。

○ 「賢治が」、「賢治にとっては」、「などでも可。

× 「賢治」の成分が入っていないければ×0点。

B 「法華経の信者として真理を説きたかっただろうが、」(2点)

※ 傍線部に関して、Aの立ち位置を説明するための一方の条件。

① 「法華経の信者として」の要素に1点。

○ 「法華経に帰依した者として」「法華経の信者として」などでも可。

× 「法華経信者」のニュアンスの成分が入っていないと×0点。

② 「真理を説きたかっただろうが、」の要素に1点。

「真理を実行したかっただろうが」、「真理を広めたかっただろうが」、「などでも可。

× 「真理を説きたい」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「他方で『ほんとう』や『いちばん』を可能とするのは、論理的な正しさよりも、それが『ほんとう』や『いちばん』でないものより下位にあると認識する〈謙讓〉や〈自己否定〉の姿勢だと熟知していたこと。」(7点)

※ 傍線部に関して、Aの立ち位置を説明するための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「他方で『ほんとう』や『いちばん』を」の要素に1点。

○ 「一方で『ほんとう』や『いちばん』というものを」だが『ほんとう』、『いちばん』を「などでも可。

× 『『ほんとう』や『いちばん』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「可能とするのは、」の要素に1点。

・Yは、やはりC内部で、C③とC④を、〈C⑤+C⑥〉に〈総合〓まとめること〉する構造への評価である。ここではC③、C④、それに〈C⑤、C⑥〉のどちらかが入っていればこの構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。
Y〈総合〓まとめること〉 C③+C④+〈C⑤、C⑥〉どちらか 〇1点
・Zは、傍線部を説明すべく、条件Aの立ち位置を、〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて提示する〈逆説〓矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、条件Aがあり、条件B、Cの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

Z〈逆説〓矛盾を含むこと〉 A+Bの要素+Cの要素 〇1点

● 採点のポイント

※ A、B、Cは条件同士において、また条件B、C、内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(10点満点)

※ ただし、【構造点】X・Y・Zは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(3点満点)

※ 「二〇〇字以上二二〇字以内」という字数制限付きの設定問であるから、字数不足・字数オーバーは採点対象外、つまり総点0点である。

A 「賢治は」(1点)

※ 傍線部を説明するための主体明示の条件。

○ 「賢治が」、「賢治にとっては」、「などでも可。

× 「賢治」の成分が入っていないならば×0点。

B 「法華経の真理を正しいものとして信ずると同時に、」(3点)

※ 傍線部に関して、Aの立ち位置を説明するための一方の条件。

① 「法華経の真理を」の要素に1点。

○ 「法華経の有する真理を」「法華経の説く真理を」などでも可。

× 「法華経の真理」のニュアンスの成分が入っていないと×0点。

② 「正しいものとして」の要素に1点。

「正しい教えとして」、「正しさとして」などでも可。

× 「正しさ」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

③ 「信ずると同時に、」の要素に1点。

○ 「確信する一方で」、「信じながらも」、「などでも可。

× 「信じる」のニュアンスの成分が入っていないと×0点。

C 「論理の『外』にある〈謙讓〉や〈自己否定〉の姿勢によって、『ほんとう』や『いちばん』が、そうでないものより下位にあらねばならないという逆説を熟知していたということ。」(6点)

※ 傍線部に関して、Aの立ち位置を説明するための、Bとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「論理の『外』にある」の要素に1点。

○ 「論理『外』の条件である」「論理に含まれない」などでも可。

× 「論理」の外」のニュアンスの成分が入っていないならば×0点。

② 「〈謙讓〉や〈自己否定〉の姿勢によって、」の要素に1点。

○ 「〈謙讓〉ないしは〈自己否定〉の態度によって、「〈謙讓〉または〈自己否定〉によって、「などでも可。

× 「〈謙讓〉ないしは〈自己否定〉」の成分が入っていないならば×0点。

③ 「『ほんとう』や『いちばん』が、」の要素に1点。

○ 「『ほんとう』や『いちばん』であるものが、「『ほんとう』ないし『いちばん』が、「などでも可。

- × 『ほんとう』ないしは『いちばん』のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ④ 「そうでないものより下位にあらねばならない」という「要素に1点」
 - 「そうでないもの下に位置しなければならぬ」という「そうでないもの下位にあるべきだ」という「などでも可」。
 - × 「そうでないもの下位」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ⑤ 「逆説を」の要素に1点。
 - 「パラドックスを」「矛盾を」などでも可。
 - × 「逆説（矛盾）」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。
- ⑥ 「熟知していたということ。」「の要素に1点」。
 - 「知り抜いていたこと。」「熟知していたこと。」などでも可。

(一) 文科ア・理科ア 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

〔傍線部〕

A1 ひねもすに B1 あはれなら C1 ずといふことなし

〔解答例〕

A1 一日中 B1 しみじみと趣深く C1 ないということがない。

〔ポイント〕

A 【1点】 ひねもすに ← 一日中

※「一日・終日」などでもよい。

B 【1点】 あはれなら ← しみじみと趣深く

※「趣深い」か「しみじみする」の意があればよい。

C 【1点】 ずといふことなし ← ないということがない。

※Bが×の場合は得点できない。(ただし、誤字等で×になっている場合は除く)

※二重否定になっていなくてはならない。「一日中趣深い」でも全体的に意味は同じことだが、Cに相当する訳がない場合は減点。

※「ことがない」は「ないという状態がない」という意味であるから、「ないと言つ」こともできない「などは×。

(二) 文科ウ・理科イ 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

〔傍線部〕

A1 百官に B1 いつかれ C1 させ給ひ、

〔解答例〕

A1 大勢の官人たちに B1 かしらずかれ C1 なさり、

〔ポイント〕

A 【1点】 百官に ← 大勢の官人たちに

※「百官」のままは×。「大勢の」の意がない場合は×。「官人」は「役人」でもよい。「たち」の有無は不問。

B 【1点】 いつかれ ← かしらずかれ

※「大事にされ・大切に育て競れ・仕えられ・世話をされ」等でもよい。

C 【1点】 させ給ひ、 ← なさり、

※Bが×の場合は得点できない。(ただし、誤字等で×になっている場合は除く)

※尊敬の意があればよい。

(三) 文科オ・理科エ 傍線部を現代語訳せよ。 【3点】

※基本的に、全体的な意味に不具合があっても、各部分の訳があていければ、その部分の点は与えることとします。ただし、条件が書かれている場合は、それに従って下さい。

〔傍線部〕

A1 されば、 B1 思ひをとむ C1 まじきは「この世なり。」

〔解答例〕

A1 だから、 B1 執着し C1 てはならないのが「この世である。」

〔ポイント〕

A【1点】されば、 ← だから、

※「そうであるから」「等でもよい。」それなら・そうすると・とは言え「等は×。」

B【1点】思ひをとむ ← 執着し

※「思いをとめる」は×。「思いをとどめる・思いを留める」はよしとする。

「執心する・囚われる・頓着する・こだわる・固執する・執心する」等でもよい。

C【1点】まじきは「この世なり。」 ← てはならないのが「この世である。」

※Bが×の場合は得点できない。(ただし、誤字等で×になっている場合は除く)

※「てはならない」は「べきではない」等でもよい。「できない」は×。

※「である」は「だ」でもよい。

文科(二)・文科のみ

傍線部「…」とはどういうことか説明せよ。

【5点】

〔傍線部〕

そぞろにはらわたを断ち侍りける

〔解答例〕

A1 むやみに B2 痛切な B2 寂しさが感じられるという「こと」。

〔ポイント〕

※「猿の声を聞いて」の有無は不問。

A【1点】 むやみに

※BもCも0点の場合は得点できない。(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「ひどく・非常に・たいそう・やたらに」「等でもよい。」何という理由もなく「でもよしとする。」

B【2点】 痛切な

※「痛切」に相当する表現があればよい。「身にしみる・身を切られるような・しみじみとした」等でもよい。

い。「内臓にしみる」は×。

C【2点】 寂しさが感じられるという「こと」。

※「寂しい」と「の意があればよい。」

※「寂しい」に相当する表現がない「趣深い」等は【1点】。

文科(三)・理科(二) 傍線部「…」の内容を簡潔に説明せよ。

【5点】

〔傍線部〕

かかるためし

〔解答例〕

A2 都で優雅に暮らしていた B3 上皇が、辺境の寂しい山中に葬られている「こと」。

〔ポイント〕

A【2点】 都で優雅に暮らしていた上皇が、

※Bが0点の場合は得点できない。(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「都で暮らしていた・優雅に暮らしていた」がない「上皇が」は【1点】。「上皇」は「崇徳上皇・崇徳天皇・崇徳院・院・天皇・帝」等でもよい。

※「上皇」に相当する表現がない「優雅に暮らしていた者が・都で暮らしていた者が・栄華を極めた者が」等は【1点】。

B【3点】 辺境の寂しい山中に葬られていること。

※**Aが0点の場合は得点できない。**(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「辺境(都から離れた場所・田舎)に葬られていること」があれば【1点】。

※「寂しく(寂れた場所に)葬られていること」があれば【1点】。

※「山中に葬られていること」があれば【1点】。

※「葬られ」は「埋められ・埋葬され・見捨てられ」等でもよい。

文科(四) **文科のみ** 和歌「…」はどのようなことを言いたいのか、説明せよ。 【5点】

〔傍線部〕 よしや君昔の玉の床とてもかからん後は何にかはせん

〔解答例〕 **A2** 身分に関わりなく、**B3** 死んでしまえば、誰も皆同じであるということ。

〔ポイント〕

※「上皇は・崇徳院よ」等の有無は不問。

A【2点】 身分に関わりなく、

※「どれほど高貴でも・優雅な暮らしをしていても・皇族であっても」等でもよい。

B【3点】 死んでしまえば、誰も皆同じであるということ。

※「死んでしまえば」がない場合は×。

※「誰も皆同じである」は、「どつしよつしよもない・何の甲斐もない・はかない・むなし」「等でもよい」。「身分は関係ない」でもよい。この場合は、**Aの分の【2点】**も得点できる。¹³

これらに相当する表現がない場合は×。

文科(五)・理科(三) 傍線部「…」とあるが、どうしてそのような気持ちになるのか、説明せよ。 【6点】

〔傍線部〕 悪趣にのみ廻り侍らんは、いとど悲しかるべし

〔解答例〕 **A2** 世の無常を知りながら、**B2** 虚しく時を過し、**C2** 死ぬ時に慌ても遅いから。

〔ポイント〕

A【2点】 世の無常を知りながら、

※**BもCも0点の場合は得点できない。**(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※「無常」は「はかなさ・むなしさ」等でもよい。

B【2点】 虚しく時を過し、

※**AもCも0点の場合は得点できない。**(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※。

C【2点】 死ぬ時に慌ても遅いから。

※**AもBも0点の場合は得点できない。**(ただし、誤字等で0点になっている場合は除く)

※。

第四問 漢文 採点基準 (合計20点)

(一)

a たびたび 行き来した (3点)

a※「たびたび」は、「しばしば」「何度も」「しきりに」「頻繁に」「しょっちゅう」なども可。「何度か」でも可とする。・・・2点

※「数人が」「数回」「多く」「多数」などは× マイナス2点

b※「互いに」はない方が良いが、あっても可とする。

※「行き来した」は、「往来した」でも可とする。

※「やってきた」「行った」「交換した」などは×

a 2 b 1

b 同じように 言っています (3点)

a※「同じように」は「同じことを」でも可。

b※「言っています」は「言っている」「言う」でも可。

※ a・bが逆で、「言っていることが同じだ」のようでも可。

a 1 b 2

d 全軍 無事に (3点)

a 「兵」の意味がとれていること・・・1点

※「軍(隊)」「兵(士たち)」「戦(いくさ)」「など」。

b 「全くして」の意味がとれていること・・・2点

※「無事に」「(兵を) 失うことなく」「(戦を) 完遂させて」など○

※「全兵力をあげて」・・・a○、b×・・・1点

「兵士を全うして」・・・a○、b×・・・1点

「兵は全員」・・・a○、b×・・・1点

「全て無事に」・・・a×、b○・・・2点

a 3

(二) 子として死んだ父を欺かない者が、

b 3 c

臣として主君を欺くことはない から。(6点)

a 「人の子たりて死父を欺かず」の要素・・・3点

※「子として」の要素・・・1点

「人の子として」「子供として」などでも可

※「死んだ父を」の要素・・・1点

「父を」「死んだ者を」は× マイナス点

※ 「欺かない者が」の要素・・・1点
「裏切らない」「(く)に 従う」「そむかない」などでも可。

b 「豈に人臣たりて生君を欺かんや」の要素・・・3点
※ 「臣として」の要素・・・1点
「臣下として」でも可

※ 「家臣として」でも可とする
※ 「主君を」の要素・・・1点
「生きている」の有無は不問

「君主」は本来ニュアンスが違うが、可とする
「君を」のままは× マイナス1点とする

※ 「欺くことはない」「そむくことはない」「(く)に 従わないことはない」などでも可
「裏切らない」「そむくことはない」「(く)に 従わないことはない」などでも可

c 文末の「くから」「くので」などの有無は不問とする。

(三) (文科のみ)

a 2 b 1 c 2 d 2
私とて 亡き母を 改葬することができない わけではない(ぎいません)。(7点)

a 「臣」の意味・・・2点
※ 「私」でも可

※ 「臣は」「臣下は」などは× マイナス2点

b 「先妾(注アリ)を」の訳・・・1点

※ 「亡き母」「死んだ母」「亡くなった母」「亡母」など○
※ 「先の妾を」など×

c 「更葬(注アリ)する能はざる」の訳・・・2点

※ 「改葬する」は(注)のように「改めて墓に葬る」でも可
「更葬する」のまま、「改」の要素がない「埋葬する」などは× マイナス2点
「葬式(葬儀)をする」も× マイナス2点

※ 「できない」の不可能の意味がないものは× マイナス2点

d 「ざるに非ざるなり」の訳・・・2点

※ 丁寧表現については不問
※ 「くないわけではない」「くないのではない」「くで○
※ 「くないことはない」でも○とする。
※ 「くないものはない」は× マイナス2点

a 2

b 3

(四)

父に対して罪を犯した母を、父の許しも得ずに改葬することは、

c 3

d

亡くなった父を欺くことになるから。

a 「臣の母罪を臣の父に得」の要素・・・2点

※ b・c を述べるための前提

※ この文に続く「臣の父未だ赦さずして死す」の要素については不問

b 「父の赦しを得ずして母を更葬するは」の要素・・・3点

※ 「母を」は a・b どちらかに入っていればよい。

c 「死父を欺くなり」の要素・・・3点

※ ここに、「許さないまま亡くなった父を」のような要素が入っても可

※ 「亡くなった」要素がどこかに入っていない場合は△マイナス1点

※ 「欺く」は「裏切る」「そむく」「軽んじる」などでも可

(一) a たびたび 行き来した (2点)

a 1 b 1

a ※ 「たびたび」は、「しばしば」「何度も」「しきりに」「頻繁に」「しょっちゅう」なども可。「何度か」でも可とする。・・・1点

※ 「数人が」「数回」「多く」「多数」などは×マイナス1点

b ※ 「互いに」はない方が良いが、あっても可とする。

※ 「行き来した」は、「往来した」でも可とする。

※ 「やってきた」「行った」「交換した」などは×

b 同じように 言っています (2点)

a 1 b 1

a ※ 「同じように」は「同じことを」でも可。

b ※ 「言っています」は「言っている」「言う」でも可。

※ a・qが逆で、「言っていることが同じだ」のようでも可。

d 全軍 無事に (2点)

a 1 b 1

a 「兵」の意味がとれていること・・・1点

※ 「軍(隊)」「兵(士たち)」「戦(い)く(き)」など。

b 「全くして」の意味がとれていること・・・1点

※ 「無事に」「兵を」失うことなく「(戦を)完遂させて」など○

※ 「全兵力をあげて」・・・a○、b×・・・1点

「兵士を全うして」・・・a○、b×・・・1点

「兵は全員」・・・a○、b×・・・1点

「全て無事に」・・・a×、b○・・・1点

(一)

子として死んだ父を欺かない者が、

a 3

臣として主君を欺くことはないから。(6点)

b 3

c

a 「人の子たりて死父を欺かず」の要素・・・3点

※ 「子として」の要素・・・1点

「人の子として」「子供として」などでも可

※ 「死んだ父を」の要素・・・1点

「父を」・「死んだ者を」は× マイナス1点

※ 「欺かない者が」の要素・・・1点

「裏切らない」「(〜)に従う」「そむかない」などでも可。

b 「豈に人臣たりて生君を欺かんや」の要素・・・3点

※ 「臣として」の要素・・・1点

「臣下として」でも可

「家臣として」でも可とする

※ 「主君を」の要素・・・1点

「生きている」の有無は不問

「君主」は本来ニュアンスが違うが、可とする

「君を」のままは× マイナス1点とする

※ 「欺くことはない」の要素・・・1点

「裏切らない」「そむくことはない」「(〜)に従わないことはない」などでも可

c 文末の「〜から」「〜ので」などの有無は不問とする。

a 2

b 3

(三)

父に対して罪を犯した母を、父の許しも得ずに改葬することは、

c 3

d

亡くなった父を欺くことになるから。

a 「臣の母罪を臣の父に得」の要素・・・2点

※ b・cを述べるための前提

※ この文に続く「臣の父未だ赦さずして死す」の要素については不問

b 「父の赦しを得ずして母を更葬するは」の要素・・・3点

※ 「母を」は a・bどちらかに入っていればよい。

c 「死父を欺くなり」の要素・・・3点

※ ここに、「許さないまま亡くなった父を」のような要素が入っても可

※ 「亡くなった」要素がどこかに入っていない場合は△マイナス1点

※「欺く」は「裏切る」「そむく」「軽んじる」などでも可

第四問 現代文（随筆） 採点基準（合計20点）

（一）5点

（模範解答例）

A①○1点

A②○1点

愛犬のミニチュア・シュナウザーは、癌で弱っていて既に物音を立てなかったが、

B①○1点

B②○1点

私が帰宅した時の静まり返った雰囲気には、生の気配さえなかったこと。（5点）

X〈分析Ⅱ分けること〉○1点

【構造点】

・Xは、傍線部を、〈矛盾〉しない二条件A、Bに〈分析Ⅱ分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは条件A、Bの要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加点。

X〈分析Ⅱ分けること〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、Bは条件間において、また各条件内の要素間においても原則的に部分採点可能である。（4点満点）

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。（1点）

A 「愛犬のミニチュア・シュナウザーは、癌で弱っていて既に物音を立てなかったが、」（2点）

20

※ 傍線部を説明するための一方の条件。

① 「愛犬のミニチュア・シュナウザーは、」の要素に1点。

○ 「飼い犬のミニチュア・シュナウザーは、」「ミニチュア・シュナウザーの愛犬は、」などでも可。

× 「愛犬」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「癌で弱っていて既に物音を立てなかったが、」の要素に1点。

○ 「癌で動けず物音を立てることはなかったが、」「癌が全身に広がって生きているときでも物音を立てることはなかったが、」などでも可。

× 「癌で物音をたてられない」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

B 「私が帰宅した時の静まり返った雰囲気には、生の気配さえなかったこと。」（2点）

※ 傍線部を説明するための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。

① 「私が帰宅した時の静まり返った雰囲気には、」の要素に1点。

○ 「帰宅時のしんと静まり返った感じには、」「帰宅してドアを開けた瞬間の静まり返った様子には、」などでも可。

× 「帰宅時の静まり返った雰囲気」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

② 「生の気配さえなかったこと。」の要素に1点。

○ 「生きているもののいる感じがしなかったこと。」「死の静寂が支配していたこと。」などでも可。

× 「正の気配の否定」のニュアンスの成分が入っていなければ×0点。

● 別解

A①〇1点 A②〇1点

愛犬は 癌で弱っていて既に物音を立てなかつたが、

B①〇1点

B②〇1点

帰宅した時の静まり返った雰囲気は 「死」そのものの静けさを感じたさせだ」と。

X〈分析〓分けること〉〇1点

※ 別解としておいたが、模範解答例の採点のポイントにしたがって、正解の一つと言っべき解答。

(二) 5点

(模範解答例)

A〇1点

犬が私を「悲しませないように」独りで死んだという考えは、

B〇1点

気休めに過ぎず、

C①〇1点

C②〇1点

私の不在の罪を赦し、彼女の孤独や私の彼女への愛情を白無しにするから。

X〈分析〓分けること〉〇1点 (5点)

【構造点】

・Xは、傍線部の理由説明をすべく、Aの考えを、P〜but not Qの構文を構成する〈矛盾〉しない二条件B、C—P〜but not Qの構文は、例えば「男だよ、女じゃないよ」のように、〈否定 (not)〉の成分が入ることで、〈男だよ〉+〈女じゃないよ〉という〈矛盾〉を排除した二条件の関係を作り出す。ちなみにここでは、P=B、but not Q=Cである—に〈分析〓分けること〉して説明する構造への評価である。ここでは、条件A、Bがあつて、C内の要素が二つ以上入っていれば、この構造の骨組みが成立していると思なして1点加算。

X〈分析〓分けること〉

A+B+Cの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、また条件C内では要素間において原則的に部分採点可能である。(4点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(1点)

A 「犬が『私を悲しませないように』独りで死んだという考えは、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、話題となる頭の条件。

○ 「犬が独りで死んだのは私を悲しませないためだ」という考えは、「愛犬が私に悲しみを与えないように独りで死んだ」という考えは、「などでも可。」

× 『私を悲しませないように』「犬が独りで死んだ」の二成分のニュアンスがそろっていないければ〇点。

B 「気休めに過ぎず、」(1点)

※ 傍線部の理由説明をするための、一方の条件。P〜but not Qの〈P〉に相当する条件。

○ 「何らかの慰めでしかなく、」気休めにしかならず、「などでも可。」

× 「気休め(慰め)」のニュアンスの成分が入っていないければ〇点。

C 「私の不在の罪を赦し、彼女の孤独や私の彼女への愛情を台無しにするから。」(2点)

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉しない他方の条件。〈P～but not Q〉の〈but not Q〉に相当する条件。

① 「私の不在の罪を赦し、」の要素に1点。

○ 「私がある場になかった罪を赦し、」「私の罪深い不在を正当化し、」などでも可。

× 「不在の罪を赦す(正当化)」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「彼女の孤独や私の彼女への愛情を台無しにするから。」の要素に1点。

○ 「彼女の孤独と私の子ども頃からの彼女への愛を無にしてしまうから。」「彼女の寂しさも彼女への私の愛情も壊してしまうから。」などでも可。

× 「彼女の孤独と私の彼女への愛情の否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

● 別解

A ○1点

愛犬が私に気を遣って死んだと考えるのは

C ① ○1点

B ○1点

不在だった私を正当化する 気休めであり、

C ② ○1点

愛犬の孤独を無視し、愛犬への私の愛情を否定するように思えたから。 (5点)

X 〈分析〓分けること〉 ○1点 (5点)

※ 別解としておいたが、模範解答例の採点のポイントにしたがった正解とする。

○ Aは、「気を遣って」≠「悲しませないように」とみなし、また不足しているように見える「独り₂」の成分は、C①の「孤独」によって補填されるとみなして○1点。

○ C②では、「無視し」+「否定する」≠「台無しにする」とみなして○1点。

○ 語順はちがうが、A、B、Cの語順は違うが、全部そろっているので、X 〈分析〓分けること〉の構造が成立しているとみなして○1点。

③ 6点

(模範解答例)

A ① ○1点

A ② ○1点

壊れた時計を捨てる時にまだ生きているとし、

焼却炉で焼かれれば痛いだろうと

A ③ ○1点

擬人化するのは、

B ① ○1点

B ② ○1点

私の側のたわごとであり、 時計には生も痛みもなごごと。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 ○1点 (6点)

【構造点】

・ Xは、傍線部を、A、Bの〈矛盾〉する二条件に引き裂いて説明する、〈逆説〓矛盾を含むこと〉の

構造への評価である。条件A、B内の要素がそれぞれ一つ以上入っていれば、この構造の骨組みは成立しているとみなして1点加算。

X 〈逆説〓矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

- ※ A、Bは条件間において、また各条件内の要素間においても原則的に部分採点可能である。(5点満点)
- ※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加算する。(1点満点)

A 「壊れた時計を捨てる時にまだ生きているとし、焼却炉で焼かれれば痛いだろうと擬人化するのは、」(3点)

※ 傍線部を説明する一方の条件。

① 「壊れた時計を捨てる時にまだ生きているとし、」の要素に1点。

○ 「壊れたなりに動いている時計を捨てる時に、微かに生きている動物のように感じたり、「壊れた時計でも捨てる時にはまだ生きていると思ってみたり、」などでも可。

× 「壊れた時計を捨てる」「まだ生きている」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

② 「焼却炉で焼かれれば痛いだろうと」の要素に1点。

○ 「焼却炉で焼かれて死ぬ時、痛みを感じただろうか」と「最後に焼却炉で焼かれて痛かったらうかと」などでも可。

× 「焼却炉で焼かれる」「痛い」のニュアンスの二成分がそろっていないければ×0点。

③ 「擬人化するのは、」の要素に1点。

○ 「人間扱いするのは、」「感情移入するのは、」などでも可。

× 「擬人化」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「私の側のたわごとであり、時計には生も痛みもないこと。」(2点)

※ 傍線部を説明する、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「私の側のたわごとであり、」の要素に1点。

※ 条件Bの中の「主体(主観)」の要素である。

○ 「私の側の妄想にすぎず、」「私の主観的な思い込みにすぎず、」などでも可。

× 「私の側のたわごと」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

② 「時計には生も痛みもないこと。」の要素に1点。

※ 条件Bの中の「客体(客観)」の要素である。

○ 「時計に生も痛みもあるはずがないこと。」「時計は生きておらず、痛みも感じないこと。」などでも可。

× 「時計の生と痛みの否定」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

● 別解

A①○1点

A②○1点

A③○1点

捨けた時計を擬人化して 人間の言葉で考えることで、私は時計に感情移入をしたが、

B①○1点

B②○1点

時計に生はなく 人間のように言葉も感情もあるはずがないということ。(6点)

X〈逆説〓矛盾を含むこと〉○1点

※ この解答は、「擬人化」を「人間と物との言葉による交流」と捉えているものである。「世界というものが、私たちの言葉がまったく通じないものであるとすれば」というところにその根拠を求めているのである。この方向の解答は少ないと思われるが、この解釈で書かれた解答があるのなら、右の採点ポイントで採点する。

(模範解答例)

A ○1点

もう存在していない愛犬のシユナウザーが、

B ○1点

私に気を使って死んだなどは考えず、

C ○1点

解釈を加えずに、彼女の死そのものを純粋に捉えていたいと思うから。

X 〈分析〓分けること〉 ○1点 (4点)

【構造点】

・ Xは、傍線部の理由説明をすべく、Aを、〈notP〜butQ〉の構文を構成する〈矛盾〉しない二条件B、Cに〈分析〓分けること〉して説明する構造への評価である。条件A、B、Cがそろっていれば、この構造が成立して1点加点。

X 〈分析〓分けること〉 A+B+C ○1点

◎ 採点のポイント

※ A、B、Cは条件間において、部分採点可能である。(3点満点)

※ ただし、【構造点】Xは、右に示した要件を満たしている場合に限り加点する。(1点)

A 「もう存在していない愛犬のシユナウザーが、」(1点)

※ 傍線部を説明するための話題提示の条件。

○ 「死んでしまった飼い犬のシユナウザーが、」「もうどこにもいない愛犬のシユナウザーが、」などでも可。

× 「もう存在していない愛犬」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

B 「私に気を使って死んだなどは考えず、」(1点)

※ Aに関する〈notP〜butQ〉の説明の〈notP〉の条件。

○ 「私のいないあいだにわざと死んだなどは考えずに、」「私のことを配慮して独りで死んだなどと考えず、」などでも可

× 「私に気を使って死んだ」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

C 「解釈を加えずに、彼女の死そのものを純粋に捉えていたいと思うから。」(1点)

※ A、Bをまとめて結論づける条件。

○ 「余計な意味を加えず、彼女の死を純粋に見つめていきたいと思うから。」「彼女の死だけをひたすら感じ取っていききたいと思うから。」などでも可。

× 「彼女の死を純粋に捉える」のニュアンスの成分が入っていないければ×0点。

● 別解

A ○1点

もう存在すらしていない愛犬のシユナウザーが、

B ○1点

私に気を使って死んだなどは考えず、

C ○ 1点

何の解釈もせず、彼女の死そのものを見つめていたから。 (4点)

X (分析 || 分けること) ○ 1点

※ 別解としておいたが、模範解答の採点のポイントに則って正解と判断できる解答である。ちなみに、「死そのものを見つめていたい」 ≠ 「純粹に死をみつめていたい」と判断できる。